

## 教育目標

【自分づくり】社会に目を開き 「なりたい自分」の姿を描き 実現しようとする人

- 自ら考え、表現できる人（創造）
- 仲間とともに高め合える人（共生）
- 心身ともにたくましい人（健康）

学校だより 第21号

# ひらく

平成28年10月21日発行  
須賀川市立第三中学校  
TEL 73-2377  
発行責任者：校長 高崎則行

## 女子Sテニス部、バドミントン個人1ペアと1選手、柔道個人4選手が県大会出場

本紙第18号でお知らせしたように、団体種目ではバスケットボール（男子）、ソフトテニス（男子・女子）、バドミントン（男子）、柔道（男子）の5チーム、個人種目ではソフトテニスで4ペア、バドミントン3ペアと3選手、柔道で4選手が、県大会をかけて県中大会に出場しました。

（第18号の見出しでは、柔道の4選手が数から抜けていました。お詫びして訂正いたします。）

さて、その県中大会は10月8日（土）～10日（月）の3連休に開催され、右に記載したチームと個人が県大会への進出を果たしました。さすがに上位大会はレベルが高く、県大会に進めるチーム、選手はかなり絞られてしまいました。その厳しい試合を制して県大会に出場することになった選手の活躍に拍手を送りたいと思います。

惜しくも県中大会で敗退したチームの選手には、こう言いたいと思います。「転んでも、ただで起きるな。」 県中地区レベルの強豪校をライバル校に設定して、まずは相手の優れているところを自分たちもできるようにしよう。それができるようになったら、相手にない自分たちの優れたところを育てていこう。追いつき、追い越すべきターゲットを獲得したのだと考えよう。

また、県大会に出場できる選手にはこうです。県のトップレベルの強豪校をライバル校に設定できる絶好の機会だ。追いつき追い越さずにおくものかという強い気持ちが今後の明暗を分ける。

## 高校説明会を生かす、大切なのは「志を立てること」



10月11日（火）、12日（水）に高校説明会を開催し、保護者の方にも多数ご参加いただきました。県立高校では、岩瀬農業高校、安積黎明高校、須賀川桐陽高校、須賀川高校、郡山東高校、清陵情報高校の6校、私立高校では、帝京安積高校、日大東北高校の2校から、それぞれの学校の特色や入学試験の概要などをご説明いただきました。ほとんどの高校で校長先生がおいでくださったことに、学生を大切に育てようという熱い思いを感じました。

各高校のお話を伺って、どの高校を受験するかを決める前に、やはり「志を立てること」を大切にしてほしいと考えました。「志」とは「自分の人生をどう生きるか」を思い描くことです。以前、私が「人生は自分で演出できる」と言ったのも似たような意味合いです。「人生をどう生きるか」← … ← 「高校生活をどう生きるか」← 「中学校生活をどう生きるか」← … ← 「家庭生活をどう生きるか」と、志が連続するものであると考えると、生活のステージが広がるにつれて志も成熟していくものなのでしょう。ですから、将来の展望に立って、どのような高校生活を送りたいかを考えて高校を選択し、それぞれの学年の残りの中学校生活をどう送るかを追究してほしいと思います。

高校説明会には、2年生（1日目のみ）と3年生が参加しました。それぞれの学年段階に応じて、高校説明会で感じたこと、考えたことを生かしてくれるよう期待しています。

## 学び合う授業中の表情

### 1年生の社会科の授業



### 2年生の社会科の授業



### 2年生・3年生理科の授業



## 食わなければ腹はふくれない

1年生の学年だよりに、9月から「今すぐできる！中学生の勉強法」という連載が始まりました。そのまま引用するスペースはないので要点のみ紹介します。

- ① まず取りかかりのハードルを工夫しよう  
宿題や勉強に必要なものを取り出すこと。それでやるべきことが明らかになる。
- ② 「とりあえず一問方式」でハードルを下げよう  
とりあえず一問解(と)いてみる。一問解くと終了までの目安が立つ。そこから勉強を続けられるようになる。
- ③ 計画は自分で作り、「見える化」しよう  
帰宅後から翌日の登校時間までの時間帯を計画的に過ごす。時間を上手に使うためには、計画表を作って「見える化」する。  
以上3回分ですが、1年生に限らず家庭学習の習慣がなかなか定着しないお子さんには具体的に有効なアドバイスになっています。  
しかし、どんなに優れたアドバイスも実行しなければ効果は期待できません。食わなければ腹はふくれないのです。保護者の皆さんからのアドバイスに生かしてみませんか。

## ご存知ですか「高等学校等就学支援金」制度

すでに高校に通っているお子さんがいる保護者の方はご存知かと思いますが、平成26年4月から公立私立を問わず、高校等の授業料負担を支援する上記制度が行われています。左下に文部科学省のホームページから資料の一部を引用しました。



- ◇対象は、月の始めに高校や専修学校高等課程に在籍する者
- ◇市町村民税所得割額が保護者合算で30万4200円以上の方には支給されません。課税証明書等で確認します。
- ◇申請しなければ受けられません。入学時に進学先の高校から申請書が配布されます。
- ◇就学支援金は、学校(の設置者)が受け取り、授業料と相殺(そうさい)されます。生徒や保護者が直接受け取ることはありません。
- ◇授業料と就学支援金との差額は、負担することになります。

※受給資格の確認は、年収ではなく、市町村民税所得割額で行います。  
この額が**30万4200円以上**の場合、授業料の全額を負担していただきます。  
また、授業料と就学支援金の差額は負担していただきます。  
※上記年収はサラリーマン世帯の目安です  
(両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合)。  
年収目安は家庭の状況(家族構成、サラリーマンか自営業か等)で大きく異なる場合があります。**必ず市町村民税所得割額を確認ください。**  
※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

このような社会全体の負担(支援)により高校生活を送れることをよく理解し、将来、職業人として社会に貢献する意思がもてるよう働きかけることが求められています。